

北海道老人福祉施設等整備事業(非常用自家発電設備等)費補助金 交付要綱 新旧対照表

新		旧		改正理由	
令和5年度(2023年度)北海道老人福祉施設等整備事業(非常用自家発電設備等)費補助金交付要綱  1～9 (略) 別表1		令和5年度(2023年度)北海道老人福祉施設等整備事業(非常用自家発電設備等)費補助金交付要綱  1～9 (略) 別表1		対象事業を追加	
1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 対象経費		5 補助率
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上かつ1,000㎡未満の施設に限る。)に係るスプリンクラー設備等整備事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者	防災・減災等事業整備計画に基づく既存の高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)		10分の10以内
	介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上かつ3,000㎡未満の施設に限る。)に係るスプリンクラー設備等整備事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者	ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。		
	老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホーム(定員30名以上かつ1,000㎡未満の施設に限る。)における換気設備の設置に係る経費支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者			
	老人福祉法第5条の2第31項の規定により設置する通所介護事業所(定員19名以上の宿泊を伴う1,000㎡未満の施設のうち、知事が特に必要と認めた場合に限る。)に係るスプリンクラー設備等整備事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者			

新				旧				改正理由	
別表2				別表2				対象事業を追加	
1 補助事業名	2 基準単価	3 基準額	4 単位	1 補助事業名	2 基準単価	3 基準額	4 単位		
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業		基準額の算定にあたっては、防災・減災等北海道事業整備計画に記載された事業について、第1表の2に定める補助事業の対象施設ごとに、同表の4に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を基準額とする。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。		高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	厚生労働大臣が認めた額	基準額の算定にあたっては、防災・減災等北海道事業整備計画に記載された事業について、第1表の2に定める補助事業の対象施設ごとに、同表の4に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を基準額とする。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	施設数		
1,000㎡未満の場合(介護医療院は3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		対象施設 1㎡あたり		高齢者施設等の水害対策強化事業		厚生労働大臣が認めた額		施設数
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合(介護医療院は3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額/㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額の合計額		対象施設ごと		高齢者施設等の給水設備整備事業		厚生労働大臣が認めた額		施設数
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額			施設数	高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業		厚生労働大臣が認めた額		施設数
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額			施設数	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業		施設延べ床面積×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		施設数
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	厚生労働大臣が認めた額			施設数					
高齢者施設等の水害対策強化事業	厚生労働大臣が認めた額			施設数					
高齢者施設等の給水設備整備事業	厚生労働大臣が認めた額		施設数						
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業	厚生労働大臣が認めた額		施設数						
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	施設延べ床面積×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		施設数						